

所有者等の探索を再開する旨の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和3年11月25日 津地方法務局四日市支局 登記官 瀬川裕史
記

意見又は資料の提出先

〒510-0068

四日市市三栄町4番21号（四日市法務合同庁舎）

津地方法務局 四日市支局

電話番号 059-353-2237

お問合せ先

津地方法務局不動産登記部門

電話番号 059-228-4372

手続番号 (中止前の手続番号)	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積(m ²)
1903 - 2021 - 0017 (1903 - 2020 - 0004)	四日市市大矢知町字桜谷 2 0 0 9 番	山林	1 0 0 1
1903 - 2021 - 0018 (1903 - 2020 - 0005)	四日市市大矢知町字久留倍 2 5 1 6 番	畑	1 3 2
1903 - 2021 - 0019 (1903 - 2020 - 0006)	四日市市大矢知町字久留倍 2 5 1 8 番	畑	1 8 1
1903 - 2021 - 0020 (1903 - 2020 - 0007)	四日市市大矢知町字久留倍 2 5 1 9 番	畑	8 5
1903 - 2021 - 0021 (1903 - 2020 - 0008)	四日市市大矢知町字大狭間谷 2 8 2 9 番	山林	1 6